

## 第22期第11回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月17日(水) 14時15分から
- 2 開催場所 北るもい漁業協同組合本所 会議室
- 3 議事事項  
議案第1号  
留萌海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)(案)  
について(答申)
- 4 報告事項  
漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業)  
(共同漁業及び区画漁業)(案)について
- 5 その他
- 6 出席者  
委員:今委員、山田委員、蝦名委員、加藤委員、今村委員、祐川委員、  
石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、太田委員  
留萌振興局:神崎水産課長、小寺漁業管理係長  
留萌海区漁業調整委員会:三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員:蝦名委員、石垣委員
- 8 会議の顛末

三上局長: これより第22期第11回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長: 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本日の議案では、知事から諮問されている留萌海区漁場計画の計画案に対する答申がございます。後ほど事務局から説明させますが、海区委員会では、委員の皆様のご協力のもと、5月15日と本日の2日間で計画案に対する意見を聞くための公聴会を開催しました。本日は、この意見内容などを踏まえまして答申するところでございます。この答申のあとは、今月下旬に知事の漁場計画樹立の決定と告示を受け、6月から免許

申請期間となります。9月1日には免許予定とのことではありますが、共同漁業権は10カ年、区画漁業権は5カ年の漁場計画となりますので、十分にご審議を、よろしくお願い申し上げます。結びとなりますが、本日までご出席の皆様のみです。ご健勝をご祈念申し上げ、簡単ですが挨拶いたします。

三上局長： ありがとうございます。本日までご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願い致します。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員14名のうち、11名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、蝦名委員と石垣委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程します。議案第1号の「留萌海区漁場計画（案）について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号について説明いたします。議案第1号資料の1ページをご覧ください。第8次共同漁業権、第15次区画漁業権の切替に向けて、3月13日開催の委員会で漁場計画の「振興局最終案」を審議し、水産林務部長に提出したところですが、これを基に知事から4月25日付けで「計画案」の諮問がありました。この計画案について、今月15日と本日17日、漁業法64条第5項に基づき、各漁協において公聴会を開催しました。ご出席いただいた委員の皆様、ありがとうございました。本日、本委員会において、皆様に計画案をご審議いただき、知事に答申するものでございます。1枚おめくりいただきまして、折り込んでいる資料となりますが、資料2ページをご覧ください。こちらが留萌海区漁場計画の案であります。この計画案は、3月にご審議頂きました振興局最終案と様式は異なりますが、ここに記載されている内容としましては、振興局最終案と同じでございます。資料の一番左の欄に区分という欄がございます。一番上の(1)の留海共第1号から、資料6ページの区分(30)、共有の留海共第30号までが、共同漁業権であります。その下の区分(31)から、資料7ページの区分(43)天海区第1号

までが区画漁業権となります。この漁場計画案の上の欄に記載のあります漁場番号から右に漁場の位置、漁場の区域といて制限又は条件まで、繰り返すとなりますが、振興局最終案と同じであります。なお、区域の変更は、これまでもご説明しているとおりでありますが、資料7ページの一番下の天海区第1号、ほたてがい養殖漁業の区域が、縮小となっております。次に、資料7ページの下の方に記載をご覧ください。2として、保全沿岸漁場に関する事項は、ございません。3の免許予定日は、今年令和5年の9月1日を予定しています。4の申請期間は、令和5年6月11日～7月10日午後5時までとなっております。その次の資料8ページからは、漁場図を添付しております。漁場図は資料8ページの共同漁業権の留海共第1号から始まりまして、73ページまでが単有の共同漁業権、その次の74ページから81ページまでが共有の共同漁業権、資料82ページから、最後の107ページまでが、区画漁業権となります。こちらはの漁場図は、天塩地区の天海区第1号外は、現行の漁業権から変更されておられません。資料の102ページ、103ページの「天海区第1号」については、区域が縮小となっております、この区域の内、陸側から1000mより沖合部分を除いた海域としています。最後に公聴会の報告でございます。一昨日の15日と本日、管内4箇所でご公聴会を開催しました。開催結果につきましては、漁場図の後に3枚、それと資料とは別に、本日開催した分を作成して配布しております。いずれの公聴会でも計画案に対し異議等はありませんでした。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長： ただいま説明の、議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第1号の「留萌海区漁場計画（案）について」異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に報告事項として事務局から1件報告がありますので説明願います

三上局長： それでは、報告事項について、説明致します。お手元の右肩に「報告事項」とあります資料をご用意願います。漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準でございます。なお、今回の資料の定置漁業権・共同漁業権・区画漁業権については、国のガイドライン等で作成すべきとされ、作成したものであります。このうち共同漁業権・区画漁業権につきまして、共同漁業権は、もともと漁業協同組合へ免許するものでありますし、

海面区画漁業権についても、北海道においては、従来から共同漁業権漁業との調整が必要なことから、漁業権切替方針において漁業協同組合に免許することが明記されておりますことから、今回の審査基準案を用いて、複数の申請者の審査を行うことが、想定されませんので、それらの説明は割愛して、定置漁業権を中心に説明させていただきますのでよろしくお願い致します。それでは資料の1ページをご覧ください。今回の内容を簡潔にまとめました概要資料でございます。まず今回の審査基準の作成に至った経緯についてありますが、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、漁業法に免許の優先順位が定められておりまして、これに基づきまして免許する者を決定しておりましたが、令和2年12月に施行された改正後の漁業法では、この優先順位が廃止され、適切かつ有効に活用している漁業者に優先して免許し、適切かつ有効に活用している漁者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」へ免許することとなり、今回、そのための審査基準を作成するものであります。次に審査基準の概要でございますが、資料5ページから8ページまでの審査基準をまとめたものであります。この審査基準（案）は、定置漁業に係る審査基準となっておりますので、ある一つの定置漁業の漁場に、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者以外の者から複数の申請があった場合に用いることとなります。言い換えますと、ある一つの定置漁業の漁場に対して免許申請が1件しかない場合や、複数の申請がある場合であっても、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者からの申請がある場合は、この審査基準を適用することはありません。審査基準第1については、この審査基準で使用する用語の定義を規定しております。第1項ですが、この審査基準で用いる「満了漁業権」について定義しており、漁業法第73条第2項第1号で定める「満了漁業権」と同じ意味であります。第2項ですが、この審査基準で用いる「当該満了漁業権者」について定義しており、申請に係る満了漁業権を有していて、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者のことをいいます。第3項ですが、この審査基準で用いる「当該満了漁業権者等」について定置しており、1号及び2号の両方の条件を満たす者をいいます。第1号ですが、当該満了漁業権者と同一であるか、または、当該満了漁業権者が共同経営体の場合になりますが、当該満了漁業権者の構成員であってその議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を占めていること。例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、議決権が各々1つずつ持っている場合であれば、3人全員又は2人であることとなります。第2号ですが、当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合は、当該満了漁業権者の構成員の全員の同意があること。例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、1人が申請に加わらない場合、3人全員の同意があることとなります。第4項ですが、この審査基準で用いる「役員等」について定義しており、法人の種類によって第1号と第2号とで分けて定義しています。この「役員等」は、このあと説明します第2第2項第1号及び第2号で規定す

る「法人化による申請」に係る申請で出てきます。第1号ですが、法人が株式会社の場合で、会計参与及び監査役を除く取締役を「役員等」と定義しています。これは、会計参与及び監査役は、法人の経営に直接関わらないため除外しています。第2号ですが、法人が持分会社の場合で、社員を指しています。定款で「業務を執行する役員」を定めている場合は、この「業務を執行する役員」を指します。第5項ですが、この審査基準で用いる「他の者」を定義しており、第3項で定義しています「当該満了漁業権者等」以外の者のことを言います。審査基準の第2の第1項から第3項にかけましては、点数制によらずに、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」と判断する者を規定しております。第1項としましては、当該満了漁業権者等による申請。第2項としましては、当該満了漁業権者等が法人化、もしくは、他の者との法人化、又は、他の者との共同による申請。第3項としましては、その他第1項、第2項に類似する申請とされております。これらに該当する場合は、漁業法第73条第2項第2号に該当する者とするということで、つまりは上の漁業法の構成にあります、「地域の水産業の発展に最も寄与する者」となります。ただ、これらに該当する者がいない場合は、審査基準第2の第4項におきまして、評価項目による点数制について規定しており、点数が最も高い者を、「地域の水産業の発展に最も寄与する者」となります。この評価項目の詳細につきましては、後ほど説明します。審査基準第2の第5項におきましては、この点数制について、最も高い者が複数いる場合は、くじ引きにより、該当する者を決定することとしております。以上が概要の説明でございます。次に資料6ページをご覧ください。こちらが一番下に附則が記載されております。附則では、この基準の適用開始日を規定しており、令和6年1月1日以降を免許予定日とする定置漁業の免許申請から適用することとしています。次に資料7ページをご覧ください。こちらは、定置漁業の審査基準の別紙となりまして、さきほどの点数制の評価項目となります。7つの小項目が設けられており、最大で6点満点となっております。個々の項目について説明します。まず小項目「資源管理協定への参加計画や秋サケ親魚確保の取組み」についてです。これは、漁業法第124条に規定する資源管理協定に定置漁業で参加する計画がある者に、1点加点するものです。小項目「秋サケの増殖事業への参加」についてです。これは、申請する漁業権がある地域の地区さけ・ます増殖事業協会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を拠出する計画がある者に、1点加点するものです。小項目「労働者の確保状況又はその計画」についてです。これは、申請した定置漁業権で漁業従事者として雇用する者のうち、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村を住所地とする者である場合に加点するもので、①として、申請日時時点で雇用している、又は、今後雇用する具体的な計画を持っている場合は1点を、②として、今後雇用する計画を持っている場合は0.5点を加点することとし、①と②は重複して加点はしないものであります。小項目「生産体制の効率化による経費縮減の取組」についてです。

これは、当該満了漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権者等が、共同経営化や法人化して申請する場合で、先に説明しました「審査基準本文の第2第2項及び第4項」に該当しない申請について1点加点するものです。①は共同経営化、②は法人化の場合です。小項目「地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加」についてです。これは、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、漁業者団体などが取り組んでいる鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組に参加する具体的な計画がある。または、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、他の定置漁業者と協力して、鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組を実施する計画がある場合に0.5点を加点するものです。なお、申請する定置漁業権で漁獲される魚種を対象とした取組みで、第15次定置漁業権の存続期間中毎年実施する場合に限ります。小項目「豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組状況」についてです。これは、申請する定置漁業権が存在する海区に面する市町村において、「魚付林や河畔林の整備保全活動」、「魚道維持清掃活動」、「港や海岸清掃活動」を第15次定置漁業権の存続期間中に毎年実施する具体的な計画がある場合に0.5点加点するものです。なお、活動に従事するか直接出資するものに限ります。以上が評価項目の説明となります。評価項目の点数の合計が同じ点数となった場合は、くじ引きとなります。なお、これら評価項目について、申請者が該当するか否かは何によって判断されるのかと思われることと思いますが、免許の申請に関する規則において、定置漁業については、申請の添付書類として「漁業法第73条第2項第2号に定める者であることを説明する書類」を定めており、基本的には提出された書類によって判断する考えとしており、その様式については、今後、別途定める予定とのことでありまして、評価項目に該当するか否かを判断するために、申請書の添付書類として計画などの内容を記載してもらうこととなります。また、ただいま複数の申請者がいる場合の、評価項目の説明を行いました。前半の説明の繰り返しにもなりますが、仮に複数からの申請があった場合でも、満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者がいる場合は、その方へ優先して免許されることとなりますので、この評価項目を用いた点数による審査は行われませんので、ご承知願います。以上が審査基準案についての説明となりますが、この基準案について、ご意見がある場合は、来週の金曜日であります5月26日までに事務局でとりまとめて道へ報告することとなっております。以上で報告事項についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、質問等はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議 長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： 事務局から何かありますか。

三上局長： 次回委員会日程についてご説明します。事前に皆様にお伺いしまして、次回委員会は6月8日で開催したいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

議 長： 他に、ありますか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： 特に無いようですので、それでは、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

14時30分